

## 2 モデル的な取組への総合支援

### (1) 目的

「石川型スローツーリズム」に取り組む意欲のある地域において、宿泊施設・飲食店・直売所・生産者・体験施設等が連携し、多様なサービスを提供する取組に対し支援することにより、地域の取組を後押しし、農林水産業及び里山里海地域の振興を図ります。

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域。

※「里海」とは、人々が様々な海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域。

※「石川型スローツーリズム」とは、里山里海地域において、本県が誇る多種多様な食材や食文化を中心に、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観などの魅力を、今の旅行ニーズである「本物志向」や「体験型」に応える形で、多様なサービスとしてネットワーク化して提供することによって、ゆったりと滞在できる旅行の過ごし方を提案するもの。

### (2) 助成対象者

里山里海地域において、地域一体となり「石川型スローツーリズム」を推進していくことを目的とした団体で、以下の条件を満たす者とします。

- ①地域に居住する住民が主体となって運営する団体であること。
- ②運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性が明確である団体であること。
- ③市町等の協力が得られる団体であること。

### (3) 助成対象事業

以下①～④に掲げる事業を助成対象とします。

なお、採択された場合、①は必須事業とし、その計画に基づき、②～④の事業に助成を行います。

助成対象事業	内 容	備 考
①地域ネットワーク化計画の策定	宿泊施設、飲食店、直売所、生産者、体験施設等が連携し、多様なサービスの開発・提供、景観形成、レストラン・農家民宿の開業等、以下②～④の項目のうち1つ以上を盛り込んだ、今後「石川型スローツーリズム」を推進していくための計画策定事業を助成の対象とします。	必須
②多様な滞在メニューの開発	①の計画に基づき、対象地域における里山里海の食材や食文化をはじめ、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観等に磨きをかけ、これらをネットワーク化することによって、地域の魅力を高め、来訪者が1日でも長く滞在できる多様なメニューの開発事業を助成の対象とします。	任意

③里山里海の景観形成	<p>①の計画に基づき、対象地域における里山里海の景観保全・再生整備に係る以下の事業例を助成の対象とします。</p> <p>ア. 黒瓦、白壁等、伝統的な建築様式での新築、増改築、大規模な修繕</p> <p>イ. 生け垣、板塀等、伝統的な外構の整備、大規模な修繕</p> <p>ウ. 里山里海の景観にそぐわない看板等の撤去、塗り替え</p> <p>エ. 県道や市道等から概ね100m以内の耕作放棄地や荒廃法面等の整備</p>	任意
④宿泊施設等の改修	<p>①の計画に基づき、古民家を活用した宿泊施設の開業等に対する外壁や屋根（耐震工事含む）の改修事業を助成の対象とします。</p> <p>※地域の景観と調和した建築様式であることを助成条件とします。</p>	任意

#### (4) 助成内容

助成対象事業	助成率及び限度額	助成限度額	事業実施期間
①地域ネットワーク化計画の策定	助成対象総事業費の10分の10	①～④あわせて3年間で1,500万円	交付決定日から3年以内 ※交付決定前に発注・契約したものは、助成対象となりません。
②多様な滞在メニューの開発	助成対象総事業費の4分の3		
③里山里海の景観形成	工種毎の助成限度額は以下のとおり		
ア. 黒瓦、白壁等、伝統的な建築様式での新築、増改築、大規模な修繕	1棟あたり2分の1（地域等の共有財産は10分の10）の額または100万円のいずれか低い額		
イ. 生け垣、板塀等、伝統的な外構の整備、大規模な修繕	2分の1（地域等の共有財産は10分の10）の額または50万円のいずれか低い額		
ウ. 里山里海の景観にそぐわない看板等の撤去、塗り替え	2分の1（地域等の共有財産は10分の10）の額または50万円のいずれか低い額		
エ. 県道や市道等から概ね100m以内の耕作放棄地や荒廃法面等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10aあたり1万円以内</li> <li>・整備後、景観作物等を栽培する場合、10aあたり2万円以内</li> </ul>		
④宿泊施設等の改修	助成対象総事業費の2分の1		

## (5) 助成対象経費

以下の経費を助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、いしかわ里山づくり推進協議会へ事前にご確認ください。

費 目	内 容
謝金	会議に出席していただいた有識者や、指導・助言等を受けた専門家に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員に支払われる経費
特別旅費	会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した有識者や専門家（講師を派遣した場合も含む）に支払われる旅費
会場借料	会場の借上げ料として支払われる経費
会場整備費	会場の装飾等を行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等製作費	パンフレット・ポスター等の製作、HPの作成のために支払われる経費
広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
保険料	事業遂行に必要な業務にかかる保険料として支払われる経費
借損料	事業遂行に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
コンサルタント費	事業遂行に必要なコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査を委託する場合に支払われる経費
原材料費	事業遂行に必要な原材料を購入するために支払われる経費
備品費	事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費
請負工事費	事業遂行に必要な建築工事費、製造請負費、工事雑費等の経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

※汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタ等）は、原則として助成対象外とします。

なお、以下の経費についても対象外とします。

- ・お弁当や懇親慰労の会等に係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費等
- ・常勤雇用者の手当て、役員報酬等、組織運営に係る人件費等
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料等
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等

## (6) 審査

### ①審査方法

- ・審査は、いしかわ里山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・申請者の提出した書類及びプレゼンテーションに基づき、審査基準により採点し、点数上位者から採択を決定します。(採択がない場合もあります。)
- ・事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・審査委員会は非公開で行われ、審査経過等に関する問合せには応じられません。

### ②審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区 分	内 容
事業の効果・有効性	・「いしかわ里山振興ファンド事業基本方針」及び「石川型スローツーリズム」の趣旨に沿った、適切なものとなっている。 ・「石川型スローツーリズム」の推進に向け、各施設が連携し、多様なサービスを提供できる計画となっている。 ・持続可能な地域づくりのために、地域の雇用あるいは交流人口を生み出す計画となっている。 ・農林水産業の振興を図る計画となっている。
事業の計画性・実現性	・事業内容の計画性、実現性、予算計画、自己資金の確保などが明確に示されている。
事業の継続性	・助成終了後も事業あるいは事業の趣旨が継続される見込みがある。
事業実施体制の妥当性	・里山里海地域に居住する住民が主体となっている。 ・地域一体となった体制となっている。 ・市町等の協力が得られる体制となっている。
事業の公益性・公共性	・事業内容が地域の公益性・公共性に合致し、特定の者に偏った計画になっていない。

## (7) 採択件数

1件程度

## (8) 助成金の交付

採択決定後、30日以内に当該年度の交付申請書を提出していただき、書類審査の上で、交付を決定します。その後、年度末に実績報告書を提出していただき、(必要に応じて実地検査を実施し、) 精算払となります。

なお、交付申請・実績報告に係る手続きは、毎年度必要です。

## (9) その他の留意点

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に了承を得なければなりません。
- ② 助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③ 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④ 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 助成事業期間終了後5年間、毎年度、助成事業に係る前年度の取組等をいしかわ里山づくり推進協議会に報告しなければなりません。